

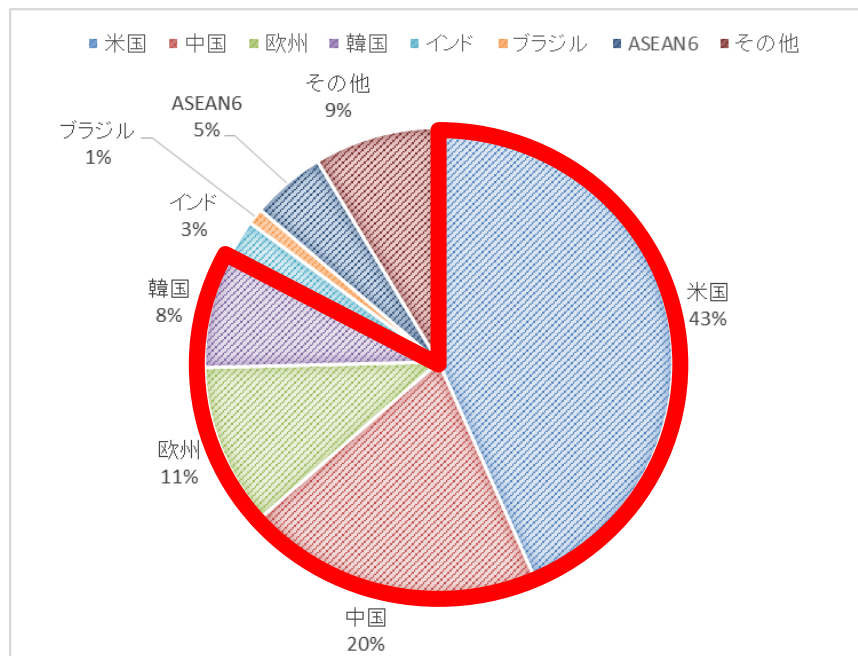
グローバル化に対応する知財システム

平成28年9月
特許庁

特許庁のグローバル展開を取り巻く背景

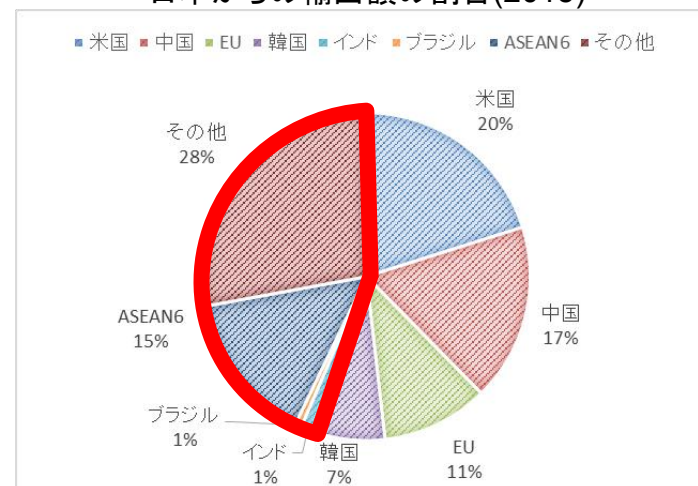
- 日本からの出願件数の8割以上が米中欧韓となっており、引き続き、日米欧中韓の五庁間での制度・運用調和が重要。
- 一方、輸出額の割合に比べて出願件数が少ない新興国・途上国については、日本企業の進出も増加しており、これら国・地域の知財システムの整備が課題。

日本からの出願件数の割合(2014)



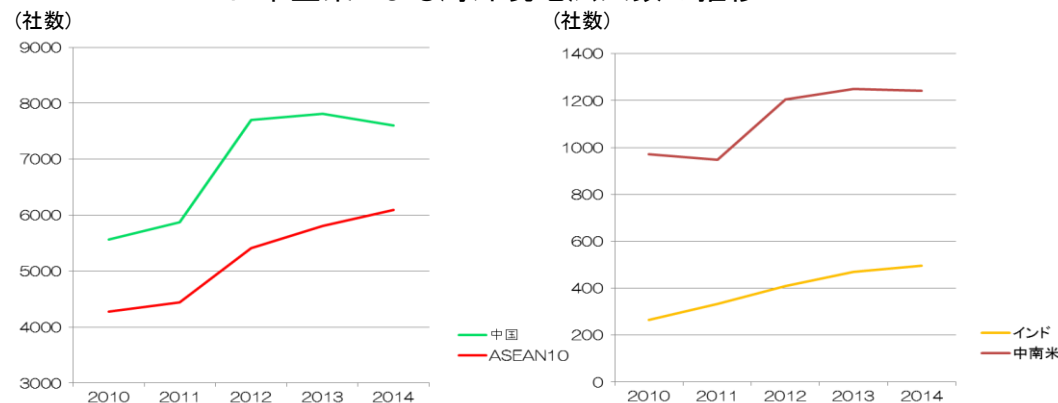
WIPO Statistics Data Centerを基に特許庁作成

日本からの輸出額の割合(2015)



財務省貿易統計を基に特許庁作成

日本企業による海外現地法人数の推移



- 企業活動のグローバル化に伴い、日本企業は進出先において様々な知財システムの課題に直面。

＜日本企業が直面する各国知財システムの課題の例＞

先行技術の開示義務の重い負担 (米国)

特許出願の特許性を判断するために重要な情報(先行技術)について、誠実の原則に基づく開示義務が課せられているが、これに伴う文書提出の負担が出願人にとって非常に大きい。

出願維持費用への負担 (欧州)

欧州では特許登録前で審査が開始されておらずとも、出願維持年金の支払いを要求される。かつ、日米と比べて欧州では特許登録されるまでに時間がかかるため、出願維持費用の負担がなお大きい。

実用新案権、意匠権の濫用 (中国)

実用新案及び意匠出願は、いずれも実体審査を経ることなく登録されているため、粗悪な権利に基づく訴訟が提起されるなど、権利の濫用行為の発生により不測の損害を被るおそれがある。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題(アジア諸国全般)

製造・流通による知財権侵害が多数発生。これら侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていない。

審査の遅延 (インド)

急激な経済の発展に伴い、内外からの出願件数も10年で約2倍まで増加、インド政府も遅延解消のために審査官の増員等の対策を図っているが、審査開始まで平均3～6年かかっており、審査の遅延が課題となっている。

知的財産権保護が不十分 (ブラジル)

知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数が増加する一方、審査開始までに平均約10年がかかっているなど、知的財産保護の実効性向上が課題となっている。

国際展開における特許庁の取組(全体像)

- 企業活動のグローバル化に伴って、海外での知財活動が必要である日本企業にとって、各国における知財の創造・保護・活用の各段階において予見性・親和性を高めるためのインフラ整備が必要。
- JPOは、日本企業のニーズを踏まえ、相手国のレベル・段階等に応じて、あらゆる機会を通じた働き掛け・協力を進めている。

相手国	取組フェーズ	場・ツール等				論点・課題
先進国	制度・運用調和	WIPO における 会合	B+(先進国 グループ)会合	日中 日韓	経済連携 (TPP、RCEP、日中韓、日EU等)	国際制度の構築 (PCT、マドプロ、ハーグ) ✓ 制度の改善、利用拡大、ISA 管轄国拡大
新興国	審査の迅速化 支援		IP5(特許) TM5(商標) ID5(意匠) 三極会合 日中韓会合			制度調和 ✓ 意匠法条約(DLT) ✓ グレースピリット、衝突出願、先 使用権、実施
途上国	知財保護・ 執行体制支援		日アセアン 特許庁会合			実務調和・協力 ✓ 記載要件、単一性 等 ✓ PPH(特許審査ハイウェイ) の拡大・実効性向上 ✓ グローバルドシエの構築
	知財制度・体制 整備支援	WIPOを 通じた協力 (ジャパンファント)		二国間協力		権利保護強化／弱体 化防止 ✓ 新興国・途上国等の知財保 護水準の引き上げ ✓ 南北問題(医薬品アクセス、 遺伝資源、伝統的知識等)

世界最速・最高品質の特許審査の実現

- JPOの「世界をリードする審査」を核に、日本の審査結果を国際的に発信し、海外知財庁での利用促進を図る。

世界最速

世界最速レベル

権利化までの期間※： 約15か月
一次審査期間： 約10か月

※出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

最高品質

品質管理の取組強化

外国文献調査の充実

審査基準の全面改訂

特許異議申立制度の導入



日本の審査結果の発信強化

制度・運用調和

PPH

CPG

日米協働調査

PCT協働調査

ISA管轄拡大

ドシエ共有

途上国支援

⋮

- 特許の制度調和は、米国の先願主義移行が実現し(2011年)、大きく前進。先進国間でグレースピリオド等の課題を検討中。JPOも積極的に議論に貢献。
- 運用調和は、法改正を必ずしも必要としないものの、記載要件や単一性など実務上の影響が大きい。日本の提案により、IP5に専門家パネル(PHEP)を設置し、運用調査を検討中。

制度調和

- B+会合（先進国メンバー）において、以下の4項目について議論。
 - (1) グレースピリオド
 - (2) 18ヶ月公開
 - (3) 衝突出願(未公開先願)
 - (4) 先使用权

2016年10月のユーザー意見取り開始を目指し、「協議用文書」のとりまとめ中

運用調和

- IP5のPHEPにおいて、以下の3項目について議論。
 - (1) 発明の単一性
 - (2) 出願人の先行技術の開示義務
 - (3) 明細書の記載要件

2018年までにPCT国際段階の運用調和

ITツールの活用による負担軽減検討で合意

事例比較検討にユーザの意見を反映

審査の迅速化・日本の審査結果の発信 (特許審査ハイウェイ(PPH)の発展)

- JPOとのPPH実施庁は、世界35庁(広域庁を含むため実質66カ国・地域の効果)にまで拡大。
- 残された主要国はインド、ブラジル。今後は、ASEAN諸国における実効性の確保にも注力。
- カンボジアとのCPG(日本特許に対して無審査で特許付与)の実施など新たな協力関係も拡大。

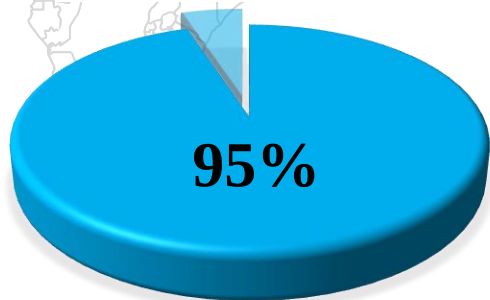
世界の重要市場67か国・地域に対してPPH等の効果

緑色: 日本からPPHの効果
が得られる国・地域
紫色: 日本からCPGの効果
が得られる国
黄色: PPHの優先的な交渉国

カンボジアCPG開始
(2016年7月～)

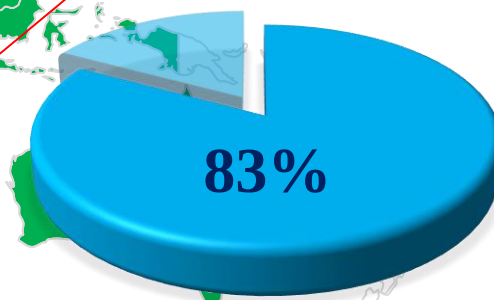
インドネシアにPPH
運用の専門家派遣
(2016年6月、8-9月)

出願件数カバー率



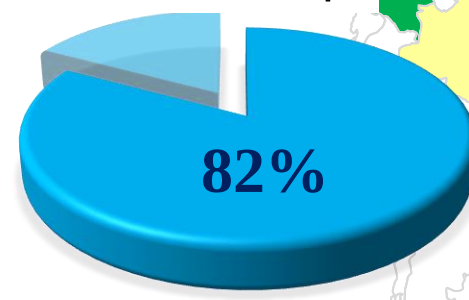
日本からの海外特許出願件数
におけるPPH等実施庁の割合

輸出額カバー率



日本からの輸出額における
PPH等カバー国の割合

GDPカバー率



世界GDPに占めるPPH等
カバー国の割合

グローバルドシエの構築(ドシエ情報共有ネットワークの拡大)

- グローバルドシエとは、各国特許庁のシステムを連携させることにより、仮想的な共通ITシステムを構築し、ドシエ情報共有などの一元的なサービス提供を目指す構想。
- この構想の下、五庁間でのドシエ情報の共有システムであるワン・ポータル・ドシエ(OPD)を構築すると共に、OPDとWIPOのドシエ情報共有システム(WIPO-CASE)とを連携した。2016年7月から一般ユーザーへも提供開始。WIPO-CASEの参加国を増やすべく途上国への技術支援も実施。

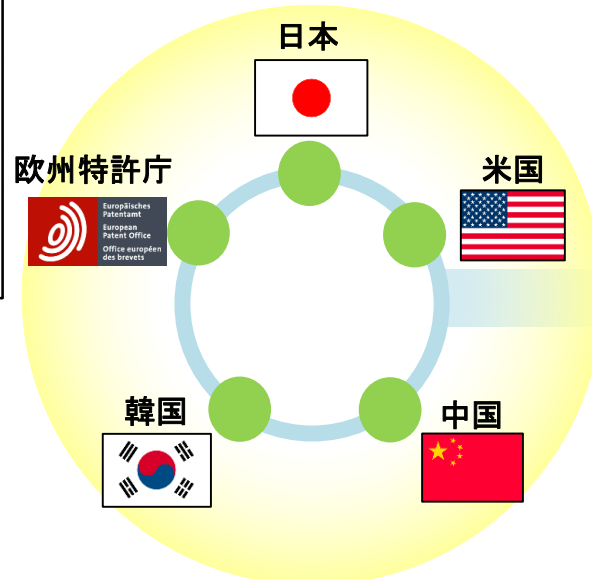
ワン・ポータル・ドシエ (OPD)



J-PlatPatを通じた
一般ユーザー提供開始
(2016年7月～)



一般ユーザー



連携

WIPO-CASE

- 五庁に加えて、20の国・機関※が参加(2016年8月時点)
- 今後の更なる拡大が期待される。

※イギリス、イスラエル、インド、インドネシア、オーストラリア、カナダ、カンボジア、シンガポール、タイ、チリ、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モンゴル、ラオス、EAPO、WIPO

- 海外の特許庁（特に米欧中韓）が知的財産に関する途上国支援を行う中、JPOとしても、産業界のニーズが高い新興国を中心に、知的財産制度の整備を支援。
- 特許審査官をはじめとする専門家の海外派遣や受入を通じて、日本式の制度や審査実務等の知財システムの浸透、情報化支援などを行い、日系企業の知財ビジネスを後押し。

■ アセアンでの基盤強化

特許マニュアル作成支援(2016年～)

日アセアン特許庁長官会合(日アセアン知的財産権行動計画)

研修・ワークショップの実施を通し、JPOの知見・経験を共有することにより、アセアン各国知財庁の能力の全般的な底上げに貢献

アセアン地域における二庁間の協力

各庁の実情に応じた支援を二庁間で実施。

(例) インドネシア、タイ: 審査の迅速化のための支援、特許審査ハイウェイ(PPH)の運用支援

(例) ミャンマー: JPO審査官を長期専門家として現地派遣。知財制度整備、知財庁設立を支援



第6回日アセアン特許庁長官会合

■ インド・中南米での基盤強化

- JPO審査官の派遣
- インド・中南米審査官の日本への招へい研修

インド新人研修への審査官派遣
(2016年4-5月、8月)

インド特許庁の新人審査官への研修

- インド特許庁の新人審査官約400人に対し、日本特許庁の審査官が「先行技術調査」「実体審査」等について研修を実施(2016年4-5月、8月)。
- 今後、継続的に研修を実施予定。



- 知財のエンフォースメント強化に向けた取組として、知財高裁、日弁連、知財学会など、様々な関係機関と連携して、シンポジウムや模擬裁判等を通じた知財司法分野の国際交流に貢献している。

■ 知財司法分野における国際交流の事例

1. 日米欧知財関係者による国際シンポジウム

日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットと共に、米・英・仏・独・日の知財関係者が参加する国際シンポジウムを開催。(2015年4月)



日米欧の知財裁判官による
パネルディスカッション



日米欧の知財裁判官及び
弁護士による模擬裁判の実施

2. 日中韓連携知的財産シンポジウム

日本知財学会、中国知識産権研究会、韓国知識財産学会の3学会とともに、シンポジウムを開催。知財司法に関するパネルディスカッションを実施。(2015年12月)



日中韓の裁判官等による
パネルディスカッション

3. 日米知財司法シンポジウム

米国法曹関係者の知財分野に関する意見交換の場であるGiles S. Rich Innが主催する、日米知財司法シンポジウムに参加。(2016年5月)



日米知財司法シンポジウムの
様子

4. 今後の予定

- (1) 日欧の裁判における証拠収集に関する模擬裁判@パリ(2016年9月)
- (2) 日欧知的財産司法シンポジウム@東京(2016年11月)

知財司法分野の国際交流が
近年急速に進展

- 模倣品対策として、警察・税関への協力、消費者に対する普及啓発、海外の取締機関に対する研修などの海外執行体制の支援を行うとともに、海外の日系企業等への協力を行っている。

■ 日本国内での対策

警察・税関との協力

- 押収物品の商標と登録商標との同一性・類似性に関する照会へ書面回答(2015年はおよそ1100件)。
- 税関職員への産業財産権に関する研修(毎年2回実施。2015年度受講者数は約50名)に協力。

消費者に対する普及啓発

- 模倣品の撲滅や知的財産権保護の重要性を消費者に周知。
(模倣品・海賊版撲滅キャンペーン)

■ 海外での模倣品対策の充実に向けた取組

人材育成支援

- 模倣被害発生国・地域の税関、警察等の人材育成を支援。(1996年度から2015年度までに、27カ国、421名の取締機関職員に対して研修を実施。)
- 模倣品の取締に関する実践的なノウハウを日本企業から直接提供する「真贋判定セミナー」を実施。【経産省模対室】(毎年度10カ国・地域程度で開催。)



現地への長期専門家派遣

- 派遣国における執行・取締体制の改善に貢献。

<進行中のプロジェクト>

- ・ベトナム1名 2012年6月～2017年3月
- ・インドネシア1名 2015年12月～2020年12月

■ 海外の日系企業等への協力

海外日系企業への協力

- 海外への知財専門家の派遣事業を通じ、各国にIPGを設置し、模倣品対策等に関して、海外日系企業間の情報交換の場を提供。

国内の権利者団体の活動への協力

※経産省模対室と連携して実施。

- IIPPFによる関係国・機関への協力要請等の各種活動に協力。
- 中国、中東等への官民合同ミッション等へ参加。

知財システムの制度・運用調和、整備支援

- ✓ 日本企業のニーズを踏まえつつ、引き続き、知財システムの制度・運用調和、新興国・途上国における知財システムの整備支援を積極的に行っていく。

日本の審査結果の発信の強化

- ✓ PPHについては、インド、ブラジルへの拡大、及び、ASEAN諸国における実効性の確保に重点を置き、日米協働調査やPCT協働調査などの新たな協力にも積極的に取り組んでいく。

グローバルドシエの発展

- ✓ 参加国の拡大、提供サービスの充実など、ユーザーも参加するタスクフォースの意見も踏まえつつ、グローバルドシエの発展に向けて積極的に取り組んでいく。

海外でのエンフォースメント強化

- ✓ 海外でのエンフォースメント強化に向けて、知的財産高等裁判所等との連携の下、日本が他国のモデルとなるよう、特許庁としても更なる努力を行っていく。

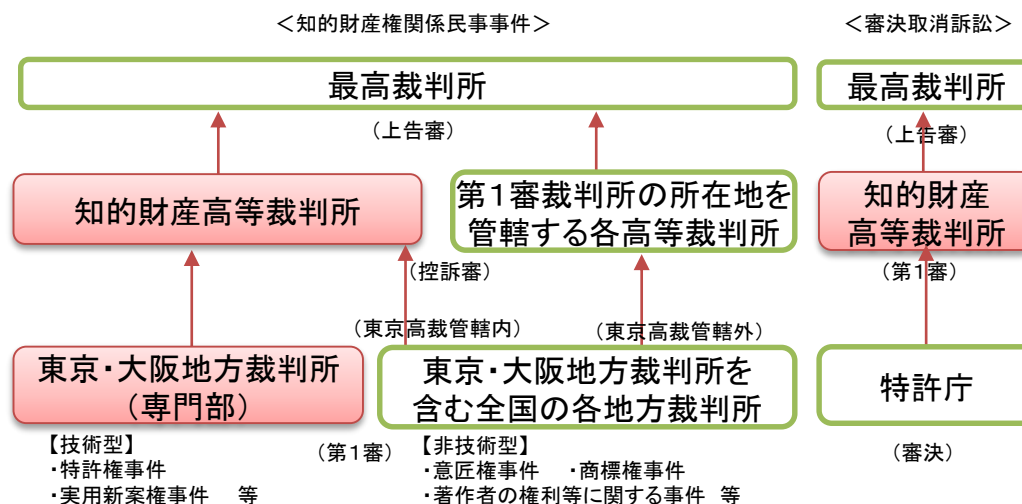
(参考1) 各国・地域の知的財産専門裁判所について

	1980	1990	2000	2010
				
設立年				
独	1961年	● 連邦特許裁判所		
英	1977年	● 特許裁判所		
米	1982年	● 連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)		
韓国	1998年		● 特許法院	
日本	2005年			● 知的財産高等裁判所
中国	2014年			● 知的財産権裁判所 (北京、上海、広州)

➤ 上記の他、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、ロシア、トルコにおいて、知的財産専門裁判所が存在していることを確認。

日本の知的財産高等裁判所

2005年4月に設立
知的財産関係の事件に特化
・審決取消訴訟
・知的財産関係民事事件
人員体制(2015年4月現在)
・裁判官: 16名
・裁判所調査官: 11名
・専門委員: 200名以上

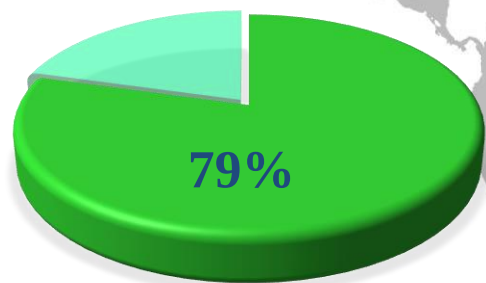


(参考2) 知的財産権専門裁判所を有する国・地域

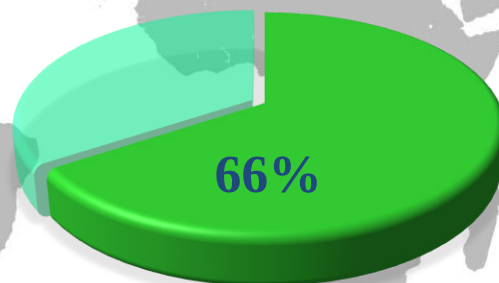
- 我が国も含めて、12の国・地域において、知的財産権専門裁判所が存在していることを確認。

※日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、中国、韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、ロシア、トルコ

日本からの海外特許出願件数・輸出額、世界GDP
における知財裁判所を有する国・地域の割合



日本からの海外特許出願件数
(2014)における知財裁判所が
存在する国・地域の割合
(知財裁判所の存在を確認した国・地域への出願
件数/全世界への出願件数)

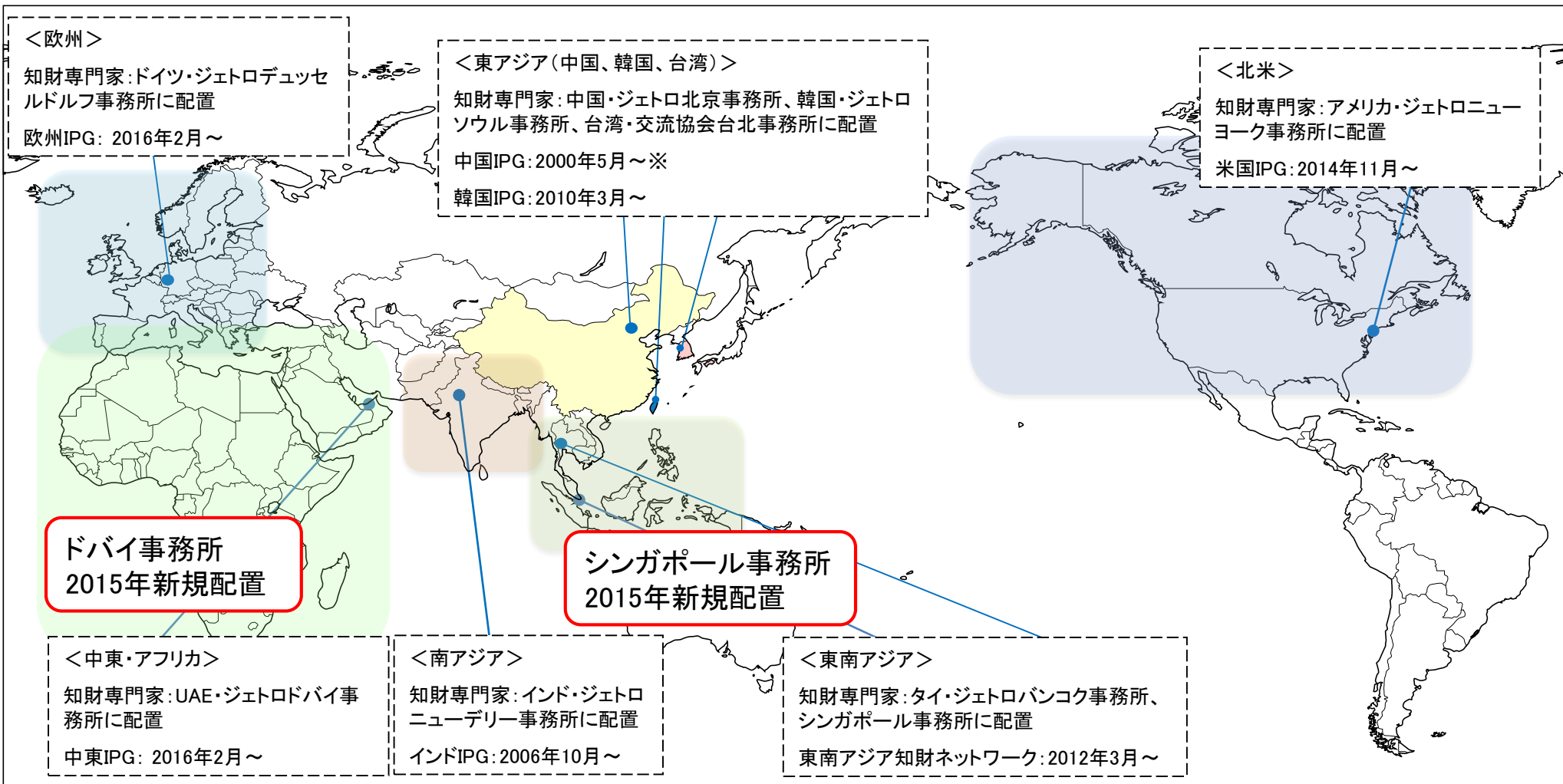


日本からの輸出額(2015)にお
ける知財裁判所が存在する国・
地域の割合
(知財裁判所の存在を確認した国・地域への輸
出額/全世界への輸出額)



世界GDP(2014)に占める
知財裁判所が存在する国・
地域の割合
(知財裁判所の存在を確認した国・地域の
GDP/全世界のGDP)

(参考3)海外での知財専門家の配置と日系企業情報交換グループ (IPG)



※2000年5月には北京IPGが発足、2002年9月には上海IPGが発足、2005年8月には広東IPGが発足。2014年4月にはこれらが統合され、「中国IPG」が発足。